

## ログハウスと建築法規

### ログハウスは特殊な工法.....

建築基準法では「木造建築物とは、柱、はり、筋かいなどを使った在来(軸組、枠組壁)工法による建物である。」と規定されています。ログハウスは、円柱材等を校倉(あぜくら)組方式で

積み上げる特殊な工法による建物になります。言葉を換えると、安全性が十分に認識されていない構造物であり、しかも大工さんがこの施工技術を熟知していない工法の建物、となります。

### 2通りの建て方がある

建築法規をクリアする方法として、确实なの

は 2通りあります。その一つは、建てたいと思うログハウスについて、建設大臣から「この建物は構造上安全である」との証明（許可）を受けることです。ただし、この手続きは、誰もが簡単にできるものではなく、専門家に依頼しなければなりません。

もう一つは、在来工法との併用型で建てる方法

です。すなわち、柱、はり、筋かい等で骨組みを構成し、外壁を円柱材や丸太で校倉組みにするものです。この場合は純然たるログハウスの趣きが半減しますが、柱などを円柱材か丸太で構成すると、イメージダウンがある程度避けられます。

### **防火上の規制**

構造上の規制をクリアしても、防火上の規制を守らなければログハウスは建てられません。この建物を建てる敷地（地域）を選定しなければなりません。防火地域では外壁を木にすることができないので、ログハウスは建てられません。準防火地域では、例えば平屋建ての場合ですと、

隣地境界線および道路の中央線から3m以上離して建てると可能です。ただし、屋根は不燃材料（トタンなど）でふかなければなりません。

### **自由に建てられるもの**

都市計画区域（市部では全域、おもな町村でも市街化区域となっている地域）では、法規上木造

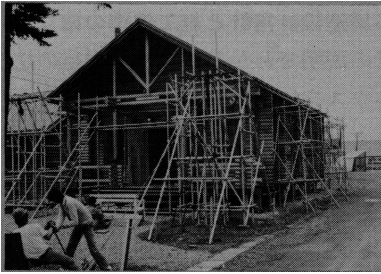
建築物に該当しないものには円柱材を使った建物が建てられます。例えば、茶室、あずまやなどが、また延べ面積が10m<sup>2</sup>以内の物置、納屋などがあります。

山林、原野などの都市計画区域外では、建築確認申請と工事届の両方を必要としない、床面積の合計が10m<sup>2</sup>以内の建物であれば可能でしょう。

#### **望まれる構造設計指針と施工基準の確立**

これまでの説明でわかるように、現行の法規では、ログハウスを自由な大きさと、好きなところに建てることはできません。したがって、今後は構造上の安全性を検討し、この結果にもとづいた施工基準を早期に確立する必要があります。

そこで、林産試験場では、実験用仮設物として



建てたログハウスの強さを実測し（写真参照）、暴風時の風圧力ならびに積雪時の地震力に対して十分に安全であることを確かめました。この結果をもとに、構造設計の技術指針と施工基準を作成し、建築行政に訴えていきたいと考えています。  
（林産試験場 金森勝義）